

第2号議案

令和7年度事業計画

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

第1 事業計画基本方針

現在、我が国社会は、高齢化、人口オーナス現象が一層発展し、いわゆる第4次産業革命の到来によって、DXの時代に突入し、政治、経済、社会情勢の全てにおいて更なる変革がなされる転換期を迎えており、私たち社労士は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、その社会的使命を果たすべき役割が増しているところです。

こうした状況において、私たち社労士は国民の期待に応えるため、令和7年通常国会において、社会保険労務士の使命に関する規定の新設をはじめとする第9次社会保険労務士法が成就すべく、引き続きあらゆる活動を展開します。

また、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、次の大きな節目となる60周年に向けて、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じるとともに、その実現に向けた取組みを推進します。

さらには、全国社会保険労務士会連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、次の事業を推進します。

1 社労士業務の推進に関する事業

(1) デジタル化推進に関する事業

全ての会員が着実に電子申請とデジタル化に対応できる支援を行うとともに、AIやIoT等を活用した人事労務に関する各種サービスを社労士業務へ展開するための情報収集を行うとともに、会員に有益な情報提供を行うための情報セキュリティ研修等を開催します。

電子申請の利用率向上を図るため、サポートを希望する会員へ個別支援を行います。

(2) 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

労働社会保険諸法令の執行を高め、労働環境の改善につながる社労士による「労働条件審査」について、国や地方自治体に対して引き続き要請活動を行います。

連合会から要請がある企業主導型保育施設への労務監査事業について、連合会が示す実施施設の監査を適切に行うため、監査員の確保や養成及び連絡調整会議等を開催します。

(3) 働き方改革推進支援に関する事業

働き方改革関連法が全面施行された以降も、特に時間外労働の上限規制の適用初年度である建設業、自動車運転の業務への対応を含め、自らの力だけでは働き方改革や

働きやすい職場環境の整備を進めることが困難な事業主への取り組みを促すため、行政機関及び関係団体に協力し、社労士の活用を積極的に働きかけます。

また、厚生労働省委託事業「令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」は、全国社会保険労務士会連合会が受託し、県会事務局内に長野県働き方改革推進支援センターが開設されました。県会においては、センター長、副センター長、窓口支援専門家、コンサルティング専門家を会員から選任し、当該事業の支援に取り組みます。

(4) 総合労働相談所及び社労士会労働紛争解決センター長野に関する事業

労働者や経営者の労働問題に関する電話による無料相談を行う総合労働相談所の利用促進を図るため、県会ホームページへの掲載やチラシの作成・配付などの広報活動を進めます。

また、労働紛争解決センター長野の利用促進を図るため、総合労働相談所と労働紛争解決センター長野の連携強化に向けた情報共有を一層進めます。

(5) 事業開発に関する事業

「社労士診断認証制度」に関して、当該診断を受診することにより得られる企業側の利点及び優位性を会員に伝え、当該診断に取り組む会員数の増加を促進します。また、企業への普及を図るため、社労士が診断を行うことの有用性を訴求する取り組みを進めます。

(6) 業務侵害行為の防止に関する事業

専門知識のない非社労士が社労士業務を行うことによって、一般国民は甚大な被害を受けることが想定されることから、連合会が構築した業務侵害サイトの検索・監視システムから情報提供を受け取り、不正行為が認められた場合には当該業務侵害行為者に対し警告文書を発出するなどの対応を行います。

2 社会貢献に関する事業

(1) 災害対応に関する事業

地震、津波、台風、水害をはじめとする突発的な災害が発生した際に、被災地の状況を勘案したうえで、社労士として必要な支援活動を行います。また、長野県災害支援活動士業連絡会の活動にも参加し、社労士が災害時の県民支援活動に十分な役割を果たせるよう取り組みます。

(2) 街角の年金相談センター長野及び上田オフィスの運営に関する事業

街角の年金相談センター長野及び上田オフィスの運営業務については、街角センターの理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」のもと、お客様と対面による年金相談を行うことで、街角センターと国民との信頼関係の醸成を図り、街角センターの適正かつ円滑な運営を実施します。また、連合会主導のもと、年金相談に携わる相談員等の処遇改善や育成、相談スキルの維持・向上のための研修の充実など

を図ります。

(3) 学校教育に関する事業

これから社会に出る高校生や大学生が卒業後に安心して働けるよう「知っておいてほしい働くことの意味やルール、社会保障制度」についてわかりやすく伝え、必要な知識を身につけ安心していただくこと。また、社労士を身近に知ってもらうことを目的とした高等学校、大学等における「出前講座」を各支部と連携して積極的に実施します。

(4) 成年後見センター長野への支援協力

高齢化社会の進展等により成年後見制度の利用が増加する中、「社労士成年後見センター長野」の活動へ支援・協力を行います。

(5) 病気の治療と仕事の両立支援事業

行政や医療機関等からの要請に応じ社労士を派遣し、がん患者等の長期療養者及び障がい者等の安定した就労または円滑な職場復帰を支援します。

3 資質向上に関する事業

(1) 社労士の品位の保持の徹底

社労士は他の士業と同様に、国家資格者として、より高いレベルでの職業倫理が求められていることから、受講を必須とする連合会が実施する倫理研修への受講の徹底を図ります。

連合会が構築した社労士による不適切な情報発信に関するサイトの検索システムを活用し、不適切な情報発信に対する指導を厳しく行います。

(2) 専門能力の向上に関する事業

社労士に求められる専門能力を発揮し、その社会的使命を果たすために必要な専門知識・能力の向上を図るため、労働、人事労務、社会保障の3分野をはじめとする業務研修の充実を図るとともに、各種専門分野研修を企画し、会員の受講機会を図るため、Webセミナーも取り入れながら効果的な研修を実施します。また、新たに入会した会員が社労士業務を行うに当たって必要な知識、手法等の習得や交流を深めるための新入会員研修を実施します。

4 広報に関する事業

(1) 県民及び事業主等に向けた広報事業

10月の「社労士制度推進月間期間」、12月2日の「社労士の日」をはじめとする広報においては、SNS、マスメディアを活用した広報活動を展開します。また、併せて社労士セミナー及び無料相談会等を開催します。

(2) 会員に向けた広報事業

県会の活動状況、時宜にかなった法令改正等の情報、各支部の取組報告等を速や

かに提供し、会員同士の相互コミュニケーションを高めるための会報「社労士ながの」を年3回発行します。

ホームページの会員サイトを利用し、会員間の情報共有、相互コミュニケーションを可能にし、利便性及びサービスの向上を図ります。

5 行政機関等との連携に関する事業

長野労働局、長野県、市町村等の行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会長野支部、労働基準協会連合会、産業雇用安定センター等の関係団体の政策に協力します。

(1) 労働分野の連携に関する事業

厚生労働省が進めている、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、病気の治療、子育て及び介護等と仕事の両立支援、テレワークによる柔軟な働き方、生産性向上による賃金引上げなどの労働分野に関する施策について、引き続き必要な協力を行います。

(2) 日本年金機構及び健康保険協会との連携に関する事業

街角センターや年金事務所における年金相談業務の円滑な運営に資するため、年金事務所との定期的な会議等を通じて、事業の実施状況や課題等について協議・連携を図ります。また、健康保険協会と連携を図り、健康保険制度の適正かつ円滑な運営に資する施策の周知等に協力を行います。

6 組織体制・組織強化等に関する事業

(1) 県会事務局の組織関係規程の再整備・業務のデジタル化

県会事務局の組織関係規程等について、必要とされる再整備を行い、情報セキュリティの強化を図るとともに、業務のデジタル化及び省力化の一層の推進を図り、円滑な業務遂行に資する基盤を整備します。

(2) 県会と連合会との連携

登録オンライン化利用向上のため、連合会の指示のもと、県会が独自で構築している会員システムと連合会で使用している社労士登録会員管理システムとの円滑な連携を強化します。

(3) 会費の収納対策の強化

会費未納者に対しては、支部と連携して、納入期限後速やかに督促を行うなどの収納対策を徹底します。特に、過年度分会費滞納者に対しては、督促状のほか、会則に従った会員の処分や必要に応じて弁護士による法的措置を講じます。

第2 会員数

(令和7年4月1日現在)

	北信支部	東信支部	中信支部	諏訪支部	伊那支部	飯田支部	合計
法人	11	6	14	7	4	1	43
開業	116	78	74	31	32	30	361
法人社員	14	9	20	14	6	1	64
勤務等	76	34	48	14	12	13	197
合計	217	127	156	66	54	45	665

第3 会議等開催計画

- 1 会議 (1) 総会 (2) 理事会 (3) 常任理事会
- 2 役員会 (1) 正副会長会 (2) 支部長会 (3) 監事会
- 3 委員会等 (1) 総務委員会 (2) 業務監察委員会 (3) 広報委員会
(4) 研修委員会 (5) 事業委員会 (6) 危機管理委員会
(7) デジタル推進部会 (8) 学校教育活動推進部会
(9) 経営労務監査部会 (10) 総合労働相談所
(11) 綱紀委員会 (12) ADR 運営委員会
- 4 その他 (1) 関東甲信越地域協議会定例会
(2) 士業関係団体並びに労使関係団体等との連絡協議会
(3) 関係官公庁、関係団体との連絡協議会
(4) その他の協議会

第4 資質向上事業

1 県会主催研修

研修名	内容	時期	開催場所
業務研修会	社労士事務所業務サービス提案の手法 ～報酬アップを図るには～	10/3	松本市
	人事評価、賃金制度作り方、見直し方	10/30	長野市
	ハラスメント防止 労働局の調停の現状	11/27	長野市
	社労士が知っておくべき最近の労働判例	2/5	Web セミナー
新入会員研修会	新入会員としての基礎知識等	2月	長野市
委員会・部会 主催研修	デジタル推進部会主催の研修(2回)	未定	未定
	経営労務監査部会主催の研修	未定	未定

2 連合会・地域協議会主催研修

研修名	主催団体	時期	開催地
倫理研修	全国社会保険労務士会連合会	令和8年2月～3月	Eラーニング
労務管理地方研修	関東甲信越地域協議会	令和8年3月	未定

第5 広報宣伝事業

- 1 会報「社労士ながの」を年3回発行
- 2 社会保険労務士制度推進月間におけるメディアを使った広報活動及び無料相談会等の開催
- 3 社労士の日における広報活動
- 4 会員専用ホームページによる会員間の情報共有、相互コミュニケーション

第6 業務改善等の調査・研究事業

- 1 業務監察委員会による会員でない者の類似名称の使用制限、業務制限の調査
- 2 会員の法令違反、法令遵守（コンプライアンス）、不適切業務の調査と是正
- 3 経営労務に関する事業の調査・研究・研修
- 4 総合労働相談所の運営に関する調査・研究

第7 デジタル推進事業

- 1 デジタル化にかかる研修会の開催
- 2 電子申請の利用推進・出張サポート
- 3 行政機関等との定期協議（意見交換会）の実施

第8 行政機関等、関係団体への協力事業

行政機関等・関係団体等からの指導員・相談員・アドバイザー等の推薦依頼に対する協力等。

第9 受託事業

事業名	委託機関
街角の年金相談センター長野・上田（オフィス）の運営	全国社会保険労務士会連合会
年金事務所における年金相談窓口等の運営業務	日本年金機構

第10 登録申請等事務

- 1 登録等事務の適正、迅速な処理
- 2 入会、退会、異動等手続きの適正、迅速な処理

第 11 その他事業

- 1 会員の褒彰 長野県社会保険労務士会褒彰規程に基づく会長表彰等
- 2 社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRP II 認証）の取得促進
- 3 社会保険労務士損害賠償責任保険への加入促進
- 4 小規模企業共済制度への加入促進
- 5 全国社会保険労務士会連合会契約保養施設の利用
- 6 会員徽章、定型印、優良図書等の斡旋
- 7 支部活動の支援
- 8 自主研究グループの育成
- 9 社労士会労働紛争解決センター長野の運営協力
- 10 全国社会保険労務士会連合会が行う各種事業への協力
- 11 関東甲信越地域協議会が行う各種事業への協力
- 12 災害復興支援対策事業への協力
- 13 社会保険労務士試験事業への協力
- 14 隣接士業会等との連携
- 15 その他、本会の目的達成に必要な事業

令和7年度収支予算書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

(単位:円)

I 収入の部

勘定科目			令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差異	備考
大科目	中科目	小科目				
1 会費収入	1 会費収入	1 会費収入	51,076,000	49,848,000	1,228,000	開業・法人社員・法人会員468人×90,000円 勤務・その他会員197人×48,000円 退会者返金20人▲500,000円
2 入会金収入	1 入会金収入	1 入会金収入	2,000,000	2,000,000	0	新入会員20人×100,000円
3 事業収入			2,294,000	2,304,000	▲ 10,000	
	1 手数料収入		831,000	841,000	▲ 10,000	
		1 登録手数料収入	750,000	750,000	0	@30,000×25件
		2 特定証票手数料収入	25,000	25,000	0	@5,000×5件
		3 変更登録手数料収入	40,000	40,000	0	@2,000×20件
		4 証明手数料収入	6,000	6,000	0	@3,000×2件
		5 その他手数料収入	10,000	20,000	▲ 10,000	小規模共済等
	2 交付金収入		1,300,000	1,300,000	0	
		1 県会活動交付金収入	1,000,000	1,000,000	0	連合会交付金
		2 働き方改革活動交付金	300,000	300,000	0	連合会交付金
	3 諸頒布物収入		163,000	163,000	0	
		1 会員徽章収入	100,000	100,000	0	
		2 定型印収入	60,000	60,000	0	
		3 職務上請求書収入	3,000	3,000	0	
4 ADR事業収入	1 ADR事業収入	1 ADR事業収入	50,000	40,000	10,000	連合会規程によるあつせん奨励金1件
5 その他の収入			2,035,000	1,500,090	534,910	
	1 繰入金収入		1,400,000	1,300,000	100,000	政治連盟、年金相談窓口業務等から繰入
	2 その他の収入		635,000	200,090	434,910	
		1 受取利息	5,000	90	4,910	
		2 会報広告等収入	100,000	100,000	0	会報広告収入等
		3 雑収入	530,000	100,000	430,000	連合会から働き方改革県センター賃借料(@36,000円×12ヵ月)等
当期収入合計 (A)			57,455,000	55,692,090	1,762,910	
前期繰越収支差額			14,854,534	13,001,545	1,852,989	
収入合計 (B)			72,309,534	68,693,635	3,615,899	

II 支出の部

勘定科目			令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差異	備考
大科目	中科目	小科目				
1 事業費			28,916,350	28,304,550	611,800	
	1 連合会会費	1 連合会会費	12,384,000	12,175,200	208,800	開業・法人社員・法人会員468人×20,400円 勤務・その他会員197名×14,400円
	2 研修費		3,350,000	3,250,000	100,000	
		1 研修費	2,180,000	2,080,000	100,000	業務研修会、新入会員研修、関東甲研修
		2 電子申請利用促進研修等費	920,000	920,000	0	デジタル推進部会研修会、電子申請出張サポート費
		3 労務監査研修費	250,000	250,000	0	経営労務監査部会研修費
	3 交付金		7,998,000	7,890,000	108,000	
		1 支部交付金	7,398,000	7,290,000	108,000	開業・法人社員・法人会員468人×12,000円 勤務・その他会員197名×6,000円 6支部×100,000円
		2 働き方改革活動特別支部交付金	600,000	600,000	0	1支部100,000円×6支部
	4 広報費		2,975,000	2,980,000	▲ 5,000	
		1 会報発行費	645,000	650,000	▲ 5,000	会報発行(年3回)
		2 広告宣伝費	2,330,000	2,330,000	0	推進月間広報、社労士の日広報、年賀広告等
	5 学校教育活動費	1 学校教育活動費	1,170,000	990,000	180,000	出前授業講師謝金等
	6 諸頒布物費		132,000	122,000	10,000	
		1 会員徽章費	90,000	80,000	10,000	
		2 定型印費	40,000	40,000	0	
		3 職務上請求書費	2,000	2,000	0	

	7 手数料関係費		907,350	897,350	10,000	
		1 登録手数料	487,500	487,500	0	@19,500×25件
		2 特定証票手数料	16,250	16,250	0	@3,250×5件
		3 変更登録手数料	24,000	24,000	0	@1,200×20件
		4 証明手数料	3,600	3,600	0	@1,800×2件
		5 払込手数料	360,000	350,000	10,000	金融機関払込手数料
		6 その他手数料	16,000	16,000	0	
2 管理費			34,456,000	33,846,000	610,000	
	1 人件費		14,900,000	14,900,000	0	
		1 給与・手当	12,000,000	12,000,000	0	職員3名分給与
		2 通勤手当	300,000	300,000	0	職員3名分
		3 法定福利費	2,100,000	2,100,000	0	労働社会保険料
		4 厚生費	500,000	500,000	0	中退共済掛金、健康診断補助等
	2 会議費		5,210,000	4,910,000	300,000	
		1 総会費	1,500,000	1,400,000	100,000	会場費、役員等旅費、議案書印刷費等
		2 正副会長会費	210,000	210,000	0	5回開催予定
		3 理事会費	1,300,000	1,100,000	200,000	4回開催予定
		4 委員会費	900,000	900,000	0	各委員会開催経費等
		5 その他会議費	1,300,000	1,300,000	0	各部会部開催経費、関東甲信越地域協議会議等
	3 相談所費	1 労働相談所費	476,000	476,000	0	相談員謝金、広報費、勉強会(研修)、会議費
	4 需用費		13,870,000	13,560,000	310,000	
		1 賃借料	6,700,000	6,400,000	300,000	事務所借料、事務機器リース料、会議システムリース料、備品等リース料等
		2 旅費交通費	550,000	550,000	0	会長ほか役員旅費、職員旅費等
		3 通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0	郵便料、宅配料、電話料等
		4 ホームページ管理費	500,000	600,000	▲ 100,000	ホームページ保守料、サーバーレンタル料等
		5 印刷製本費	200,000	200,000	0	封筒印刷代、年賀状作成費等
		6 消耗品費	2,000,000	1,900,000	100,000	コピーカウンター料、各種システムサポート料、事務用品、コピー用紙等
		7 水道光熱費	800,000	800,000	0	電気料、水道料
		8 渉外費	250,000	250,000	0	各種関係団体の行事への参加費等
		9 交際費	110,000	100,000	10,000	支部総会、支部新年会参加等
		10 慶弔費	150,000	150,000	0	会員慶弔費
		11 図書費	100,000	100,000	0	参考図書購入費等
		12 租税公課	1,200,000	1,200,000	0	消費税、法人市県民税
		13 雑費	10,000	10,000	0	
		14 その他の費用	300,000	300,000	0	公認会計士費用
3 ADR事業支出	1 ADR事業支出	1 ADR事業支出	100,000	100,000	0	ADRセンター運営費、管理費
4 積立金			1,000,000	1,000,000	0	
		1 大規模災害対策基金	500,000	500,000	0	
		2 60周年記念事業積立基金	500,000	500,000	0	
5 予備費	1 予備費	1 予備費	7,837,184	5,443,085	2,394,099	
当期支出合計 (C)			72,309,534	68,693,635	3,615,899	
当期収支差額 (A) - (C)			▲ 14,854,534	▲ 13,001,545	▲ 1,852,989	
次期繰越収支差額 (B) - (C)			0	0	0	